

特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって、事業主の皆様からの「よくある質問」についてまとめています。支給申請書の提出をする際は、事前に内容のご確認をお願いします。

Q1 助成金センターより、特定求職者雇用開発助成金の支給申請書が郵送されてきました。この場合、必ず申請しなければならないのでしょうか？

A1

申請するかどうかは事業主の判断になりますので、必ず申請しなければならないものではありません。申請する場合は、助成金センターの審査にご協力をお願いします。

Q2 特定求職者雇用開発助成金の支給申請書が郵送されてきました。申請したら必ずもらえますか？

A2

提出された書類を審査のうえ、支給要件を満たしている場合に支給いたします。支給要件を満たしていない場合や不支給要件に該当する場合は、不支給となります。

Q3 支給申請書に「助成金支給番号」を記入する欄があります。この番号はどこを見たら分かりますか？

A3

今回送付した書類「「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせ」に助成金支給番号が記載されています。※宛名が書かれた書類の裏面になります。

Q4 特定求職者雇用開発助成金の第1期申請期間を徒過してしまいました。第2期は申請できますか？

A4

第1期の申請期間を徒過した場合、第1期について支給対象になりませんが、第2期の申請は可能です。詳しくは沖縄労働局ホームページの「よくある質問^⑭」をご確認ください。

Q5 第2期以降も、今回のように沖縄助成金センターより支給申請書が郵送で送られてくるのでしょうか？

A5

支給申請書を郵送で送付するのは、今回のみとなります。そのため、封筒の中には、第1期及び第2期以降の「支給申請書」も同封していますので、第2期以降の支給申請期間まで大切に保管しておいてください。

Q6 特定求職者雇用開発助成金の支給申請後に、対象者が事業主都合で解雇しましたが、助成金は支給されるのでしょうか？

A6

支給対象期間中や支給決定までに、対象労働者を事業主都合で離職（※解雇等）させた場合、不支給となります。また、対象労働者の解雇等を実施した日以後「3年間」は同一コースでの新たな申請はできません。

Q7 特定求職者雇用開発助成金の対象者が支給対象期間の途中で退職したのですが、申請は可能ですか？

A7

支給対象期間の途中で退職した場合、その対象期は不支給になりますので、申請はできません。ただし、対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇（重責解雇）の場合など、一定の要件を満たしている場合、申請が可能です。詳しくは、沖縄労働局のホームページの「よくある質問⑯」をご確認ください。

Q8 特定求職者雇用開発助成金の対象者が支給対象期間の最終月の末日で退職したのですが、申請は可能ですか？

A8

支給対象期間の最終月の末日で退職した場合、退職理由が「本人の都合による退職」の場合のみ、申請が可能です。

（例）支給対象期間 令和5年4月1日～9月30日

対象労働者 9月30日付けで自己都合退職

Q9 特定求職者雇用開発助成金の対象労働者ですが、支給対象期間の間、健康上の理由や本人都合で欠勤している日が多いのですが、助成金は支給されるのでしょうか？

A9

特定求職者雇用開発助成金は、各支給対象期間中における実労働時間数（※）をタイムカード等で確認し支給額を算定いたします。

（※）労働基準法に定められた年次有給休暇も実労働時間に含みます。

対象労働者が支給対象期間中、欠勤が多く、実労働時間が短い場合、助成金が不支給となる場合や、支給額が減額される場合があります。